

請 願 審 査 資 料

4年請願第8号

小中学校の給食費の無償化について

令和5年2月7日

教育委員会

1 請願事項

- (1) 小中学校給食費を無償にすること。
- (2) 小中学校の給食費無償化のための財政措置を国に求めること。

2 学校給食費の現況

(1) 福岡市の学校給食

学校給食法第4条において、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」とされており、給食の実施は努力義務となっているが、福岡市では、学校給食の重要性に鑑み、昭和25年から小学校において、昭和48年から中学校において、完全給食を実施している。

(2) 学校給食費に関する法令

① 憲法第26条について

憲法第26条第2項において、「義務教育は、これを無償とする」と定められているが、この「無償」とは、判例（最高裁判所昭和39年2月26日大法廷判決）において、「授業料不徴収の意味と解するのが相当」であり、「授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない。」とされている。

② 学校給食法について

学校給食法第11条第1項において、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費」と「学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの」（同法施行令第2条において、「学校給食に従事する職員（中略）に要する給与その他の人件費」及び「学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費」とされている）は、学校の設置者の負担とされている。

また、第2項において、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とされている。

③ 福岡市学校給食費条例について

学校給食費については、平成21年9月より公会計化され、福岡市学校給食費条例において、学校給食に要する経費のうち、学校給食法第11条において保護者負担とされている経費の範囲内で、同条例施行規則で定める額を給食費として徴収する旨定めている。

(3) 福岡市の学校給食費（平成 27 年 4 月～）

	1 食単価	月額	年額（目安）
小学校	243.15 円	4,200 円	46,200 円
中学校	289.47 円	5,000 円	55,000 円

※年額は月額×11 ヶ月で計算

福岡市においては、法令において保護者の負担とされている光熱水費や食材料費などの経費のうち、食材料費相当額のみを保護者の負担としている。また、経済的な理由により支援が必要な世帯に対しては、生活保護や就学援助の制度により、支援を行っている。

なお、令和 4 年度においては、給食食材の物価高騰への対応として、国の臨時交付金を活用することにより、保護者の負担を増やすことなく、給食の質の維持を図っている。

3 学校給食費の無償化

(1) 無償化必要額の試算

学校給食費を無償化する場合の必要額について、1 ヶ月あたりの給食費と対象児童生徒数約 12 万人を基に試算すると、市立学校の給食費は全体で約 60 億円となるが、このうち、生活保護や就学援助により公費で援助している金額を除くと、追加が必要となる市の負担額は、年間約 48 億円程度となる。

(2) 国への要望

学校給食費無償化を実施するためには、毎年多額の財源が必要であることから、国に対して、公費負担（無償化）を念頭においた財政措置を講じるよう要望している。

4 請願に対する考え方

福岡市の学校給食費については、法令において保護者負担とされている光熱水費や食材料費などの経費のうち、食材料費相当額のみを保護者に負担していただくとともに、経済的な理由により支援が必要な世帯に対しては、生活保護や就学援助の制度により、支援を行っている。

また、持続可能な制度として、学校給食費の無償化を図っていくためには、毎年多額の財源の確保が必要であり、引き続き、国に対して財政措置を要望していく。

【参考】関係法令

○ 日本国憲法

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

○ 学校給食法

(経費の負担)

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

○ 学校給食法施行令

(設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)

第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第11条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条(同法第49条、第49条の8及び第82条において準用する場合を含む。))又は第69条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。)に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

(2) 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

○ 福岡市学校給食費条例

(給食費の徴収)

第3条 市長は、前条の規定により学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及びその他これに準じる者として規則で定める者をいう。)から、学校給食に要する経費のうち保護者等が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額を給食費として徴収する。

2 前項において「保護者等が負担すべき経費」とは、法第11条第2項において保護者の負担とされ、又は特別支援学校給食法第5条第2項において保護者等の負担とされているものをいう。

○ 福岡市学校給食費条例施行規則

(給食費の額)

第5条 条例第3条第1項に規定する給食費の額は、小学校及び特別支援学校小学部にあつては月額4,200円とし、中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部にあつては月額5,000円とする。ただし、8月分は零円とする。